

長期優良住宅 認定後の手続きについて

長期優良住宅建築等計画の認定を受けた方は、下記の事項にご留意ください。
なお、必要な様式は市の長期優良住宅のホームページにあります。

1 認定を受けた計画に変更がある場合

認定を受けた長期優良住宅建築等計画に変更がある場合は、長期優良住宅建築等計画の変更認定申請の手続きが必要です。

(1) 手続きに必要な書類は以下のとおりです。

- ① 変更認定申請書（正本、副本）
- ② 添付図書（2部、変更に係るもので可）
- ③ 交付済みの認定通知書（原本、原本の写し）

(2) 下記の場合は、変更認定申請の手続きは不要です。

- ① 着工予定時期又は完了予定時期が6ヶ月以内の変更
- ② 譲受人の決定予定時期が6ヶ月以内の変更
- ③ 変更後の認定に係る建築等計画が認定基準に適合することが明らかな変更

2 譲受人を決定した場合

長期優良住宅法第5条第3項の規定により計画の認定を受けた方が譲受人を決定した場合、変更認定申請の手続きが必要です。

(1) 手続きに必要な書類は以下のとおりです。

- ① 変更認定申請書（正本、副本）
- ② 交付済みの認定通知書（原本、原本の写し）
- ③ 売買契約書の写し（分譲住宅の場合に限る）

3 工事完了報告書の提出について

認定を受けた住宅の建築に係る工事が完成しましたら、工事完了報告書を提出してください。

(1) 下記の書類を添付し提出してください。

- ① 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ② 以下の書類のいずれか
 - ・建築士による工事監理報告書の写し（もしくは工事の受注者による発注者への工事完了報告書の写し）
 - ・建設住宅性能評価書の写し

4 地位の承継について

認定計画に基づく地位を承継する場合は、地位承継申請書を提出してください。

(1) 手続きに必要な書類は以下のとおりです。

- ① 承認申請書（正本、副本）
- ② 登記簿謄本など

5 その他

- ・認定を受けた住宅については、適切な点検・修繕等に努め、維持保全を行ってください。
- ・認定通知書は再発行できませんので大切に保管ください。